

薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>十九 解勞散</p> <p>二〇〇二十八 (略)</p> <p>二〇九 加味四物湯</p> <p>二一〇三十八 (略)</p> <p>二一九 枳縮二陳湯</p> <p>二二〇七十三 (略)</p> <p>二二四 杞菊地黄丸</p> <p>二二五〇八十七 (略)</p> <p>二二八 柴胡疎肝湯</p> <p>二三九 (略)</p> <p>九十一〇百八 (略)</p>	<p>別表第二</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>一九〇二十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二一〇三六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二一七〇七十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二二一〇八十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二二四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二二五〇百二 (略)</p>

百九 芍藥甘草附子湯
百十～百五十四 (略)
百五十五 沢瀉湯
百五十六 (略)
百五十七 竹葉石膏湯
百五十八～百六十 (略)
百六十一 知柏地黄丸
百六十二～百六十八 (略)
百六十九 定悸飲
百七十～百七十六 (略)
百七十七 当歸芍藥散加黃耆釣藤
百七十八 当歸芍藥散加人參
百七十九 当歸芍藥散加附子
百八十～百九十一 (略)
百九十二 八解散
百九十三～二百五 (略)
二百六 附子理中湯
二百七～二百十八 (略)
二百十九 味麥地黄丸
二百二十 明朗飲
二百二十一～二百二十三 (略)

(新設)
百三～百四十七 (略)
(新設)
百四十八 (略)
(新設)
百四十九～百五十一 (略)
(新設)
百五十二～百五十八 (略)
(新設)
百五十九～百六十五 (略)
(新設)
(新設)
(新設)
百六十六～百七十七 (略)
(新設)
百七十八～百九十 (略)
(新設)
百九十一～二百二 (略)
(新設)
(新設)
二百三～二百五 (略)

二百二十四 抑肝散レ加芍藥黃連

二百二十五レ二百三十一 (略)

二百三十二 連珠飲

二百三十三 (略)

(新設)

二百六レ二百十二 (略)

(新設)

二百十三 (略)